

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十九号

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
法律名	法律名	法律名	法律名
事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分
手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称
金額	金額	金額	金額
大麻草法第五條第一項の規 定の栽培による第一種大 麻草採取栽培者免許の 規制申請に対する審査 に関する法律 第六條第三項の規 定による第一種大麻 草採取栽培者の登録 事項の変更 第二百 十四号 以下に おいて 「法」 という。	大麻草法第五條第一項の規 定の栽培による第一種大 麻草採取栽培者免許申 請の審査 に関する法律 第六條第三項の規 定による第一種大麻草 採取栽培者の登録 事項の変更 第二百 十四号 以下に おいて 「法」 という。	大麻草法第五條第一項の規 定の栽培による大麻草採 取栽培者免許申請 の規制申請に対する審査 に関する法律 第六條第三項の規 定による大麻草採取 栽培者登録変更 第二百 十四号 以下に おいて 「法」 という。	大麻草採取栽培者免許申請 の規制申請に対する審査 に関する法律 第六條第三項の規 定による大麻草採取 栽培者登録変更 第二百 十四号 以下に おいて 「法」 という。
(略)	(略)	(略)	(略)
金 額	金 額	金 額	金 額
二一、六〇〇円	二一、六〇〇円	六、七〇〇円	六、七〇〇円

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
法律名	法律名	法律名	法律名
事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分
手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称
金額	金額	金額	金額
旅券法第二十條第一項第一 号、第二号又は第三号に 規定する一般 旅券の発給 第二百 二十六 号に規定する一般 旅券の発給	旅券法第二十條第一項第一 号、第二号又は第三号に 規定する一般 旅券の発給 第二百 二十六 号に規定する一般 旅券の発給	旅券法第二十條第一項第一 号、第二号又は第三号に 規定する一般 旅券の発給 第二百 二十六 号に規定する一般 旅券の発給	旅券法第二十條第一項第一 号、第二号又は第三号に 規定する一般 旅券の発給 第二百 二十六 号に規定する一般 旅券の発給
金 額	金 額	金 額	金 額
一 合 場 合 以 外 の 場 合	一 合 場 合 以 外 の 場 合	一 合 場 合 以 外 の 場 合	一 合 場 合 以 外 の 場 合
1 市 町 を 経 る	1 市 町 を 経 る	1 市 町 を 経 る	1 市 町 を 経 る

六十七号以下この項において「法」という。	(略)	(略)	(略)	由して交付する場合 二、三〇〇〇円 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律） 第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該処分の申請をする場合にあっては、一、九〇〇円） 2 1に掲げる場合以外の場合 六、三〇〇円
				六十七号以下この項において「法」という。

第三条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係）	法律名	事務の区分	手数料の名称	別表（第二条関係）	法律名	事務の区分	手数料の名称
	介護保険法（以下この項において「法」という。）	(略)	(略)		介護保険法（以下この項において「法」という。）	(略)	(略)
	法第六十九条の二第	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修手数料		法第六十九条の二第	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修手数料
	法第六十九条の八第	介護支援専門員実務研修手数料の更新	介護支援専門員実務研修手数料の更新手数料		法第六十九条の八第	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修手数料
	厚生労働大臣が定める介護支援専門員に係る研修の基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十八号。以下この項において「研修基準」という。）の二の表に定める課程を受講する場合	〇円	〇円		厚生労働大臣が定める介護支援専門員に係る研修の基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十八号。以下この項において「研修基準」という。）の二の表に定める課程を受講する場合	〇円	〇円
	一 研修基準の三の表に定める課程を受講する場合	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円		一 研修基準の三の表に定める課程を受講する場合	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円
	二 研修基準の三の表に定める課程を受講する場合	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円		二 研修基準の三の表に定める課程を受講する場合	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円
	三 研修基準の三の表に定める課程を受講する場合	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円		三 研修基準の三の表に定める課程を受講する場合	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円

別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
道路交 通法（ 略）	（略）	（略）	（略）	道路交 通法（ 略）	（略）	（略）	（略）
法第八十九條第一項	運転免許試験	一、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 二、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 三、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 四、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 五、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	一、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 二、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 三、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 四、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 五、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第八十九條第一項	運転免許試験	一、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験 二、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験 三、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験 四、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験 五、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験	一、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験 二、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験 三、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験 四、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験 五、法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験
法第八十九條第一項	運転免許試験	法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車免許、中型自動車免許、小型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第八十九條第一項	運転免許試験	法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験	法第九十七條の二第一項の規定による運転免許試験

若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	運転免許試験手数料(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係るもの)	<p>理由のため法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 七五〇円</p> <p>三 法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合であつて二に掲げる場合以外の場合 一、九五〇円</p> <p>四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、五五〇円</p> <p>五 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて四に掲げる場合以外の場合 二、八〇〇円</p> <p>令第三十三条の六の二第六号に掲げる理由のため法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 七五〇円</p> <p>二 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合であつて一に掲げる場合以外の場合 一、九五〇円</p> <p>三 法第九十七条の二第一項の規定の適用</p>
若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	運転免許試験手数料(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係るもの)	<p>第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 八〇〇円</p> <p>三 法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合であつて二に掲げる場合以外の場合 一、九〇〇円</p> <p>四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、〇五〇円</p> <p>五 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて四に掲げる場合以外の場合 二、六〇〇円</p> <p>令第三十三条の六の二第六号に掲げる理由のため法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 八〇〇円</p> <p>二 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合であつて一に掲げる場合以外の場合 一、九〇〇円</p> <p>三 法第九十七条の二第一項の規定の適用</p>

<p>法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p>	<p>運転免許試験手数料（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもの）</p>	<p>を受けない場合 一、六〇〇円</p>	<p>法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p>	<p>運転免許試験手数料（仮運転免許に係るもの）</p>	<p>を受けない場合 一、九五〇円</p>
<p>法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち仮運転免許に係る試験</p>	<p>運転免許試験手数料（仮運転免許に係るもの）</p>	<p>を受けない場合 一、八〇〇円</p>	<p>法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち仮運転免許に係る試験</p>	<p>運転免許試験手数料（仮運転免許に係るもの）</p>	<p>を受けない場合 一、八〇〇円</p>

<p>法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p>	<p>運転免許試験手数料（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもの）</p>	<p>を受けない場合 一、五〇〇円</p>	<p>法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p>	<p>運転免許試験手数料（仮運転免許に係るもの）</p>	<p>を受けない場合 一、七〇〇円</p>
<p>法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち仮運転免許に係る試験</p>	<p>運転免許試験手数料（仮運転免許に係るもの）</p>	<p>を受けない場合 一、七〇〇円</p>	<p>法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち仮運転免許に係る試験</p>	<p>運転免許試験手数料（仮運転免許に係るもの）</p>	<p>を受けない場合 一、七〇〇円</p>

	<p>法第八十九条第三項の規定による検査（以下この項において「検査」という。）</p>	<p>検査手数料</p>	<p>条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 一、六五〇円</p> <p>三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、七〇〇円</p> <p>四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 二、九五〇円</p> <p>一 大型自動車 仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車 仮運転免許を受けている者 二 大型自動車 仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車 仮運転免許を受けている者 三 普通自動車 仮運転免許を受けている者 委員会の提供</p>
<p>法第八十九条第三項の規定による検査</p>	<p>検査手数料</p>	<p>条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 一、五五〇円</p> <p>三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受ける者 四、三五〇円</p> <p>四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 二、九〇〇円</p> <p>一 大型自動車 仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車 仮運転免許を受けている者 二 大型自動車 仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車 仮運転免許を受けている者 三 普通自動車 仮運転免許を受けている者 委員会の提供</p>	

<p>法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者に対するその限定の全部又は一部の解除の審査</p>	<p>法第九十二条第一項又は第九十五条の二第十二条第一項の規定による運転免許証の交付</p>	<p>審査手数料</p>	<p>する自動車を 使用して受け る場合 四、六五〇円</p> <p>四 普通自動車 仮運転免許を 受けている者 に対する検査 であつて三に 掲げる場合以 外の場合 三、八五〇円</p> <p>一 法第九十二 条第一項第六 号の審査を受 けようとする 者が公安委員 会が提供する 自動車を 使用して受ける場 合 三、一〇〇円</p> <p>二 一に掲げる 場合以外の場 合 一、三五〇円</p>
<p>法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者に対するその限定の全部又は一部の解除の審査</p>	<p>法第九十二条第一項の規定による運転免許証の交付</p>	<p>審査手数料</p>	<p>うとする者が 当該検査を公 安委員会が提 供する自動車 を使用し受 ける場合 四、五五〇円</p> <p>四 普通自動車 仮運転免許を 受けている者 に対する検査 であつて三に 掲げる場合以 外の場合 三、七五〇円</p> <p>一 法第九十二 条第一項第六 号の審査を受 けようとする 者が当該審査 を公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 二、八五〇円</p> <p>二 一に掲げる 場合以外の場 合 一、四〇〇円</p> <p>一 令第三十三 条の六の二三 六号に掲げる 理由に該当す る場合であつ て一の種類の 免許に係るも の 一、七〇〇円</p> <p>二 令第三十三 条の六の二三 六号に掲げる 理由に該当す る場合であつ て二以上の種 類の免許に係 るもの 一、七〇〇 円と二〇〇円 に法第九十二 条第一項後段 の規定により 記載する他の 種類の免許の 種類を乗じて得 た額との合計 額</p>

<p>法第九十五条の二第 三項の規定による特 定免許情報の記録</p>	<p>特定免許情報 記録手数料 (記録)</p>	<p>法第九十五条の二第 三項の規定による特 定免許情報の記録</p>	<p>法第九十四条第二項 の規定による運転免 許証の再交付(一の 種類の運転免許に係 る運転免許証に他の 種類の運転免許に係 る事項を記載した運 転免許証の再交付は、 一の運転免許証の再 交付とする。)</p>	<p>法第九十四条第二項 の規定による運転免 許証の再交付(一の 種類の運転免許に係 る運転免許証に他の 種類の運転免許に係 る事項を記載した運 転免許証の再交付は、 一の運転免許証の再 交付とする。)</p>	<p>免許証交付手 数料(仮運転 免許に係るも の)</p>	<p>一、一〇〇円</p>	<p>法第九十四条第二項 の規定による運転免 許証の再交付(一の 種類の運転免許に係 る運転免許証に他の 種類の運転免許に係 る事項を記載した運 転免許証の再交付は、 一の運転免許証の再 交付とする。)</p>	<p>免許証交付手 数料(法第九 十五条の二第 十一項の規定 による交付で あって第一種 運転免許又は 第二種運転免 許に係るもの)</p>	<p>二、五五〇円</p>	<p>三 一に掲げる 場合以外の場 合であって一 の種類の免許 に係るもの 二、三五〇円</p> <p>四 二に掲げる 場合以外の場 合であって日 を同じくして 二以上の種類 の免許に係る もの 二、一五〇 円に与える免 許の種類ごと に二〇〇円を 加えた額</p>
<p>法第九十五条の二第 三項の規定による特 定免許情報の記録</p>	<p>特定免許情報 記録手数料 (記録)</p>	<p>法第九十五条の二第 三項の規定による特 定免許情報の記録</p>	<p>法第九十四条第二項 の規定による運転免 許証の再交付(一の 種類の運転免許に係 る運転免許証に他の 種類の運転免許に係 る事項を記載した運 転免許証の再交付は、 一の運転免許証の再 交付とする。)</p>	<p>法第九十四条第二項 の規定による運転免 許証の再交付(一の 種類の運転免許に係 る運転免許証に他の 種類の運転免許に係 る事項を記載した運 転免許証の再交付は、 一の運転免許証の再 交付とする。)</p>	<p>免許証交付手 数料(仮運転 免許に係るも の)</p>	<p>一、一五〇円</p>	<p>法第九十四条第二項 の規定による運転免 許証の再交付(一の 種類の運転免許に係 る運転免許証に他の 種類の運転免許に係 る事項を記載した運 転免許証の再交付は、 一の運転免許証の再 交付とする。)</p>	<p>二、二五〇円</p>	<p>三 一に掲げる 場合以外の場 合であって一 の種類の免許 に係るもの 二、〇五〇円</p> <p>四 二に掲げる 場合以外の場 合であって二 以上の種類の 免許に係るも の 二、〇五〇 円と二〇〇円 に法第九十二 条第一項後段 の規定により 記載する他の 種類の免許の 数を乗じて得 た額との合計</p>	

<p>るもの 一、一五〇 円に与える免 許一種類ごと に二〇〇円を 加えた額</p>	<p>三 法第九十五 条の二第六項 の規定による 申出をする場 合の特定試験 免除者以外に 係る記録であ つて一の種類 の免許に係る もの 一、五五〇円</p>	<p>四 法第九十五 条の二第六項 の規定による 申出をする場 合の特定試験 免除者以外に 係る記録であ つて日を同じ くして二以上 の種類に免許 に係るもの 一、三五〇 円に与える免 許一種類ごと に二〇〇円を 加えた額</p>	<p>五 法第一百条 の四の二第二 項の規定によ る申出(以下 この項におい て「更新時不 交付申出」と いう。)をす る場合 八〇〇円</p>	<p>六 一から五ま でに掲げる場 合以外の場合 であつて法第 九十二条第一 項、第九十五 条の二第十一 項若しくは第 百一条の四の 二第一項の規 定による運転 免許証(仮運 転免許に係る ものを除く。)の交付又は 法第九十四条 第二項の規定 による運転免 許証(仮運転 免許に係るも のを除く。)の 再交付と同時 に記録を受</p>
--	--	---	--	--

--	--	--	--	--

<p>法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十条第二項の規定又は法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p>	<p>特定免許情報（記録手数料）書換え</p>	<p>七 一から六までに掲げる場合以外の場合 一、五〇〇円</p>
<p>法第九十七条の二第二項第三号イに規定する認知機能検査等に従事する者に対する講習</p>	<p>認知機能検査員講習手数料</p>	<p>講習を受けようとする者が講習科目のいずれかを免除されない者である場合 一、四〇〇円</p>
<p>法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはハ又は第一百一条の四第三項の規定による運転技能検査</p>	<p>運転技能検査手数料</p>	<p>講習を受けようとする者が講習科目のいずれかを免除される者である場合 一、一五〇円</p>
<p>法第九十九条の二第二項第一号イの規定による審査のうち大型自動車免許、中型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査</p>	<p>技能検定員審査手数料（大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの）</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれを</p>
<p>法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十条第二項の規定又は法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p>	<p>特定免許情報（記録手数料）書換え</p>	<p>七 一から六までに掲げる場合以外の場合 一、五〇〇円</p>
<p>法第九十七条の二第二項第三号イに規定する認知機能検査等に従事する者に対する講習</p>	<p>認知機能検査員講習手数料</p>	<p>講習を受けようとする者が講習科目のいずれかを免除されない者である場合 一、四五〇円</p>
<p>法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはハ又は第一百一条の四第三項の規定による運転技能検査</p>	<p>運転技能検査手数料</p>	<p>講習を受けようとする者が講習科目のいずれかを免除される者である場合 一、二〇〇円</p>
<p>法第九十九条の二第二項第一号イの規定による審査のうち大型自動車免許、中型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査</p>	<p>技能検定員審査手数料（大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの）</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれを</p>

も免除されな い者である場 合	二一 七五〇円	二一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合	二二 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは三、八〇 〇円を、同表 二の項の第一 欄に掲げる審 査細目につい ての審査を免 除されるとき は六、三五〇 円を、同表三 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査を免除 されるときは 二、五〇〇円 を、同表四の 項の第一欄に 掲げる審査細 目についての 審査を免除さ れるときは一 五〇〇円を、 同表五の項の 第一欄に掲げ る審査細目に ついての審査 を免除される ときは二、六 〇〇円を、同 表六の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは一、八〇 〇円を、同表 一の項の第一 欄及び二の項 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除される ときはそれぞ
-----------------------	------------	--	---

も免除されな い者である場 合	二一 四〇〇円	二一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合	二二 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは四、〇〇 〇円を、同表 二の項の第一 欄に掲げる審 査細目につい ての審査を免 除されるとき は六、七〇〇 円を、同表三 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査を免除 されるときは 二、五〇〇円 を、同表四の 項の第一欄に 掲げる審査細 目についての 審査を免除さ れるときは一 五〇〇円を、 同表五の項の 第一欄に掲げ る審査細目に ついての審査 を免除される ときは二、三 五〇円を、同 表六の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは一、八〇 〇円を、同表 一の項の第一 欄及び二の項 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除される ときはそれぞ
-----------------------	------------	--	---

<p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち普通 自動車免許に係るもの 審査</p>	<p>技能検定員審 査手数料(普 通自動車免許 に係るもの)</p>	<p>この審査細目 に係る減額の ほか更に二、 九五〇円を、 同表三の項の 第一欄及び四 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査のいづ れをも免除さ れるときはそ れぞれの審査 細目に係る減 額のほか更に 五五〇円をそ れぞれ減じた 額</p>
<p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいづれを も免除されな い者である場 合 一九、 八〇〇円</p> <p>二 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいづれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一九、八〇 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは三、六五 〇円を、同表 二の項の第一 欄に掲げる審 査細目につい ての審査を免 除されるとき は六、二五〇 円を、同表三 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査を免除 されるときは 二、〇〇〇円 を、同表四の 項の第一欄に</p>	<p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち普通 自動車免許に係るもの 審査</p>	<p>この審査細目 に係る減額の ほか更に二、 三五〇円を、 同表三の項の 第一欄及び四 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査のいづ れをも免除さ れるときはそ れぞれの審査 細目に係る減 額のほか更に 五〇〇円をそ れぞれ減じた 額</p>
<p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいづれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一九、五〇 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは三、五五 〇円を、同表 二の項の第一 欄に掲げる審 査細目につい ての審査を免 除されるとき は六、一〇〇 円を、同表三 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査を免除 されるときは 二、〇〇〇円 を、同表四の 項の第一欄に</p>	<p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち普通 自動車免許に係るもの 審査</p>	<p>この審査細目 に係る減額の ほか更に二、 三五〇円を、 同表三の項の 第一欄及び四 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査のいづ れをも免除さ れるときはそ れぞれの審査 細目に係る減 額のほか更に 五〇〇円をそ れぞれ減じた 額</p>

<p>法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査のうち特定第一種運転免許に係る審査</p>	<p>技能検定員審査手数料(特定第一種運転免許に係るもの)</p>	<p>掲げる審査細目については、審査を免除されるときは、一、〇〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、八五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、〇〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときは、それぞれに係る減額のほか更に九〇〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときは、それぞれに係る減額のほか更に三五〇円をそれぞれ減じた額</p> <p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合、 四、四五〇円</p> <p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれも又は全部を免除される者で</p>
<p>法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査のうち特定第一種運転免許に係る審査</p>	<p>技能検定員審査手数料(特定第一種運転免許に係るもの)</p>	<p>掲げる審査細目については、審査を免除されるときは、一、〇〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、九〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、〇五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときは、それぞれに係る減額のほか更に九〇〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときは、それぞれに係る減額のほか更に三〇〇円をそれぞれ減じた額</p> <p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれも免除されない者である場合、 七、〇〇円</p> <p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれも又は全部を免除される者で</p>

ある場合
一四、四五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、九〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二〇〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一〇〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、五〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、四〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれを免除されるときはそれぞれこの審査細目に係る減額のほか更に、一、三五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれを免除されるときはそれぞれこの審査細目に係る減額のほか更に

ある場合
一四、七〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、五〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、〇〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、〇〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一〇〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、六〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、五〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれを免除されるときはそれぞれこの審査細目に係る減額のほか更に、一、〇〇〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれを免除されるときはそれぞれこの審査細目に係る減額のほか更に

<p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車第一種免許 中型自動車第二種免 許又は普通自動車第 二種免許に係る審査 で、これらの運転免 許に対応する第一種 運転免許に係る技能 検定員資格者証の交 付を受けている者に 対するもの</p>	<p>技能検定員審 査手数料（大 型自動車第二 種免許、中型 自動車第二種 免許又は普通 自動車第二種 免許に係るも の）</p>	<p>三五〇円をそ れぞれ減じた 額</p> <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除されな い者である場 合 二、 二〇〇円</p> <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 二、 二〇〇円</p> <p>一 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは四、四五 〇円を、同表 二の項の第一 欄に掲げる審 査細目につい ての審査を免 除されるとき は七、七五〇 円を、同表六 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査を免除 されるときは 三、七五〇円 を、同表七の 項の第一欄に 掲げる審査細 目についての 審査を免除さ れるときは一、 六〇〇円を、 同表一の項の 第一欄及び二 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査のいず れをも免除さ れるときはそ れぞれの審査 細目に係る減</p>
<p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車第一種免許 中型自動車第二種免 許又は普通自動車第 二種免許に係る審査 で、これらの運転免 許に対応する第一種 運転免許に係る技能 検定員資格者証の交 付を受けている者に 対するもの</p>	<p>技能検定員審 査手数料（大 型自動車第二 種免許、中型 自動車第二種 免許又は普通 自動車第二種 免許に係るも の）</p>	<p>三〇〇円をそ れぞれ減じた 額</p> <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除されな い者である場 合 二、 五〇〇円</p> <p>一 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは四、二五 〇円を、同表 二の項の第一 欄に掲げる審 査細目につい ての審査を免 除されるとき は七、四〇〇 円を、同表六 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査を免除 されるときは 三、七〇〇円 を、同表七の 項の第一欄に 掲げる審査細 目についての 審査を免除さ れるときは一、 五五〇円を、 同表一の項の 第一欄及び二 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査のいず れをも免除さ れるときはそ れぞれの審査 細目に係る減</p>

(略)	(略)	額のほか更に二、九〇〇円をそれぞれ減じた額
法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車免許、中 型自動車免許又は 準中型自動車免許 に係る自動車免許 に係るもの)	一 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれを免除されない者である場合 一五、一〇〇円	二 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合 一五、一〇〇円
	一 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれを免除されるときは、一、四〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、六〇〇円を、同表六の項の第	一 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれを免除されない者である場合 一四、五五〇円
(略)	(略)	額のほか更に二、九〇〇円をそれぞれ減じた額
法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車免許、中 型自動車免許又は 準中型自動車免許 に係る自動車免許 に係るもの)	一 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれを免除されない者である場合 一四、五五〇円	二 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合 一四、五五〇円
	一 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれを免除されるときは、一、四〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、六〇〇円を、同表六の項の第	一 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれを免除されない者である場合 一四、五五〇円

<p>法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち普通 自動車免許に係るもの 審査</p>	<p>教習指導員審 査手数料(普 通自動車免許 に係るもの)</p>	<p>一 審査を受ける者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、〇〇〇円 二、〇〇〇円</p> <p>一 審査を受ける者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、〇〇〇円 二、〇〇〇円</p>	<p>一 審査を受ける者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、〇〇〇円 二、〇〇〇円</p> <p>一 審査を受ける者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、〇〇〇円 二、〇〇〇円</p>
<p>法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち普通 自動車免許に係るもの 審査</p>	<p>教習指導員審 査手数料(普 通自動車免許 に係るもの)</p>	<p>一 審査を受ける者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、八五〇円 二、〇〇〇円</p> <p>一 審査を受ける者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、八五〇円 二、〇〇〇円</p>	<p>一 審査を受ける者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、八五〇円 二、〇〇〇円</p> <p>一 審査を受ける者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、八五〇円 二、〇〇〇円</p>

<p>法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち特 定第一種運転免許に 係る審査</p>	
<p>の （ ）</p>	
<p>も免除されな る審査細目 の第一欄に掲 げる審査細目 について、審 査のいづれを も免除されな る審査細目</p>	<p>欄に掲げる審 査細目につい ての審査を免 除されるとき は一、三〇〇 円を、同表三 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査を免除 されるときは 一、二五〇円 を、同表四の 項の第一欄に 掲げる審査細 目についての 審査を免除さ れるときは一、 三五〇円を、 同表五の項の 第一欄に掲げ る審査細目に ついての審査 を免除される ときは一、三 五〇円を、同 表六の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは一、三〇 〇円を、同表 一の項の第一 欄及び二の項 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいづれを も免除される ときはそれぞれ の審査細目に 係る減額の ほか更に九五 〇円を、同表 四の項の第一 欄及び五の項 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいづれを も免除される ときはそれぞれ の審査細目に 係る減額の ほか更に一五 〇円をそれぞれ 減じた額</p>
<p>法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち特 定第一種運転免許に 係る審査</p>	
<p>の （ ）</p>	
<p>も免除されな る審査細目 の第一欄に掲 げる審査細目 について、審 査のいづれを も免除されな る審査細目</p>	<p>欄に掲げる審 査細目につい ての審査を免 除されるとき は一、三〇〇 円を、同表三 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査を免除 されるときは 一、二五〇円 を、同表四の 項の第一欄に 掲げる審査細 目についての 審査を免除さ れるときは一、 三五〇円を、 同表五の項の 第一欄に掲げ る審査細目に ついての審査 を免除される ときは一、三 五〇円を、同 表六の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは一、三〇 〇円を、同表 一の項の第一 欄及び二の項 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいづれを も免除される ときはそれぞれ の審査細目に 係る減額の ほか更に九五 〇円を、同表 四の項の第一 欄及び五の項 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいづれを も免除される ときはそれぞれ の審査細目に 係る減額の ほか更に一五 〇円をそれぞれ 減じた額</p>

<p>法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車第一種免許 、中型自動車第二種 免許又は普通自動車 第二種免許に係る第 一審査目について、 これらに該当する第 一審査目については、 免状に付する者 に付するもの</p>	<p>教習指導員審 査手数料（大 型自動車第二 種免許、中型 自動車第二種 免許又は普通 自動車第二種 免許に係る第 一審査目につ いて、これら に該当する第 一審査目につ いて、免状に 付する者に付 するもの）</p>	<p>係る減額のほ か更に一、三 五〇円を、同 表四の項の第 一欄及び五の 項の第一欄に 掲げる審査細 目についての 審査のいずれ をも免除され るときはそれ ぞれの審査細 目に係る減額 のほかに五〇 円をそれぞれ 減じた額</p> <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合</p> <p>一、八五〇円 二 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合</p> <p>一、八五〇円 二、一〇〇円 三、一〇〇円 四、一〇〇円 五、一〇〇円 六、一〇〇円 七、一〇〇円 八、一〇〇円 九、一〇〇円 一〇、一〇〇円 一一、一〇〇円 一二、一〇〇円 一三、一〇〇円 一四、一〇〇円 一五、一〇〇円 一六、一〇〇円 一七、一〇〇円 一八、一〇〇円 一九、一〇〇円 二〇、一〇〇円 二一、一〇〇円 二二、一〇〇円 二三、一〇〇円 二四、一〇〇円 二五、一〇〇円 二六、一〇〇円 二七、一〇〇円 二八、一〇〇円 二九、一〇〇円 三〇、一〇〇円 三一、一〇〇円 三二、一〇〇円 三三、一〇〇円 三四、一〇〇円 三五、一〇〇円 三六、一〇〇円 三七、一〇〇円 三八、一〇〇円 三九、一〇〇円 四〇、一〇〇円 四一、一〇〇円 四二、一〇〇円 四三、一〇〇円 四四、一〇〇円 四五、一〇〇円 四六、一〇〇円 四七、一〇〇円 四八、一〇〇円 四九、一〇〇円 五〇、一〇〇円 五一、一〇〇円 五二、一〇〇円 五三、一〇〇円 五四、一〇〇円 五五、一〇〇円 五六、一〇〇円 五七、一〇〇円 五八、一〇〇円 五九、一〇〇円 六〇、一〇〇円 六一、一〇〇円 六二、一〇〇円 六三、一〇〇円 六四、一〇〇円 六五、一〇〇円 六六、一〇〇円 六七、一〇〇円 六八、一〇〇円 六九、一〇〇円 七〇、一〇〇円 七一、一〇〇円 七二、一〇〇円 七三、一〇〇円 七四、一〇〇円 七五、一〇〇円 七六、一〇〇円 七七、一〇〇円 七八、一〇〇円 七九、一〇〇円 八〇、一〇〇円 八一、一〇〇円 八二、一〇〇円 八三、一〇〇円 八四、一〇〇円 八五、一〇〇円 八六、一〇〇円 八七、一〇〇円 八八、一〇〇円 八九、一〇〇円 九〇、一〇〇円 九一、一〇〇円 九二、一〇〇円 九三、一〇〇円 九四、一〇〇円 九五、一〇〇円 九六、一〇〇円 九七、一〇〇円 九八、一〇〇円 九九、一〇〇円 一〇〇、一〇〇円</p>
--	--	--

<p>法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車第一種免許 、中型自動車第二種 免許又は普通自動車 第二種免許に係る第 一審査目について、 これらに該当する第 一審査目については、 免状に付する者 に付するもの</p>	<p>教習指導員審 査手数料（大 型自動車第二 種免許、中型 自動車第二種 免許又は普通 自動車第二種 免許に係る第 一審査目につ いて、これら に該当する第 一審査目につ いて、免状に 付する者に付 するもの）</p>	<p>係る減額のほ か更に一、一 五〇円を、同 表四の項の第 一欄及び五の 項の第一欄に 掲げる審査細 目についての 審査のいずれ をも免除され るときはそれ ぞれの審査細 目に係る減額 のほかに一五 〇円をそれぞ れ減じた額</p> <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合</p> <p>一、四五〇円 二 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合</p> <p>一、四五〇円 二、一〇〇円 三、一〇〇円 四、一〇〇円 五、一〇〇円 六、一〇〇円 七、一〇〇円 八、一〇〇円 九、一〇〇円 一〇、一〇〇円 一一、一〇〇円 一二、一〇〇円 一三、一〇〇円 一四、一〇〇円 一五、一〇〇円 一六、一〇〇円 一七、一〇〇円 一八、一〇〇円 一九、一〇〇円 二〇、一〇〇円 二一、一〇〇円 二二、一〇〇円 二三、一〇〇円 二四、一〇〇円 二五、一〇〇円 二六、一〇〇円 二七、一〇〇円 二八、一〇〇円 二九、一〇〇円 三〇、一〇〇円 三一、一〇〇円 三二、一〇〇円 三三、一〇〇円 三四、一〇〇円 三五、一〇〇円 三六、一〇〇円 三七、一〇〇円 三八、一〇〇円 三九、一〇〇円 四〇、一〇〇円 四一、一〇〇円 四二、一〇〇円 四三、一〇〇円 四四、一〇〇円 四五、一〇〇円 四六、一〇〇円 四七、一〇〇円 四八、一〇〇円 四九、一〇〇円 五〇、一〇〇円 五一、一〇〇円 五二、一〇〇円 五三、一〇〇円 五四、一〇〇円 五五、一〇〇円 五六、一〇〇円 五七、一〇〇円 五八、一〇〇円 五九、一〇〇円 六〇、一〇〇円 六一、一〇〇円 六二、一〇〇円 六三、一〇〇円 六四、一〇〇円 六五、一〇〇円 六六、一〇〇円 六七、一〇〇円 六八、一〇〇円 六九、一〇〇円 七〇、一〇〇円 七一、一〇〇円 七二、一〇〇円 七三、一〇〇円 七四、一〇〇円 七五、一〇〇円 七六、一〇〇円 七七、一〇〇円 七八、一〇〇円 七九、一〇〇円 八〇、一〇〇円 八一、一〇〇円 八二、一〇〇円 八三、一〇〇円 八四、一〇〇円 八五、一〇〇円 八六、一〇〇円 八七、一〇〇円 八八、一〇〇円 八九、一〇〇円 九〇、一〇〇円 九一、一〇〇円 九二、一〇〇円 九三、一〇〇円 九四、一〇〇円 九五、一〇〇円 九六、一〇〇円 九七、一〇〇円 九八、一〇〇円 九九、一〇〇円 一〇〇、一〇〇円</p>
--	--	---

法第百条の二第一項の規定による再試験	再試験手数料	
法第百条の二第一項の規定による再試験	再試験手数料	<p>審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二、九五〇円をそれぞれ減じた額</p> <p>一 準中型自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転に必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 五、〇五〇円</p> <p>二 準中型自動車免許に係る再試験であつて一に掲げる場合以外の場合 四、四〇〇円</p> <p>三 普通自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転に必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 一、九〇〇円</p> <p>四 普通自動車免許に係る再試験であつて三に掲げる場合以外の場合 二、五五〇円</p> <p>五 大型自動車免許又は普通自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する大型自動車又は</p>

	<p>免許証等更新手数料(免許情報記録の有効期間の更新(同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。))</p>	<p>一、三〇〇円 二、八五〇円</p>	<p>普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合三、五五〇円</p>
<p>法第百一条第一項又は法第百一条第二項の規定による免許証等の更新の申請に対する審査</p>	<p>免許証等更新手数料(運転免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。))</p>	<p>一、三〇〇円 二、七五〇円</p>	<p>普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合三、一〇〇円</p>
<p>法第百一条第一項又は法第百一条第二項の規定による免許証等の更新の申請に対する審査</p>	<p>免許証等更新手数料(運転免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。))</p>	<p>一、三〇〇円 二、八五〇円</p>	<p>普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合三、一〇〇円</p>
<p>法第百一条第一項又は法第百一条第二項の規定による免許証等の更新の申請に対する審査</p>	<p>免許証等更新手数料(運転免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。))</p>	<p>一、三〇〇円 二、七五〇円</p>	<p>普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合三、一〇〇円</p>
<p>法第百一条第一項又は法第百一条第二項の規定による免許証等の更新の申請に対する審査</p>	<p>免許証等更新手数料(運転免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。))</p>	<p>一、三〇〇円 二、七五〇円</p>	<p>普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合三、一〇〇円</p>

<p>法第百一条の二の二 第一項の規定による 免許証等の更新の申 請に係る経由</p>	<p>經由手数料</p>	<p>換申出をしな い場合 一、九五〇円 三、經由申請を しない場合 二、一〇〇円</p>
<p>法第百五条の二第二 項の規定による運転 経歴証明書の交付（ 再交付の場合を含む ）</p>	<p>運転経歴証明 書交付手数料</p>	<p>一、經由地書換 申出をする場 合 一、七〇〇円 二、經由地書換 申出をしない 場合 七五〇円</p>
<p>法第百五条の二第四 項の規定による運転 経歴情報の記録</p>	<p>運転経歴情報 記録手数料</p>	<p>一、運転経歴証 明書の交付又 は再交付と同 時に記録を受 ける場合 一〇〇円 二、一に掲げる 場合以外の場 合 九〇〇円</p>
<p>法第百七条の七第一 項の規定による国外 運転免許証の交付 法第百八条の二第一 項各号に掲げる講習</p>	<p>国外運転免許 証交付手数料 講習手数料</p>	<p>二、二五〇円 一、第一号に掲 げる講習 講習一時間 につき八五 〇円 二、第二号に掲 げる講習 講習一時間 につき二、 四〇〇円 （略） 四、第四号に掲 げる講習で大 型自動車免許、 中型自動車免</p>
<p>法第百一条の二の二 第一項の規定による 運転免許証の更新の 申請に係る経由</p>	<p>經由手数料</p>	<p>五五〇円</p>
<p>法第百四条の四第六 項（法第百五条第二 項において準用する 場合を含む）の規 定による運転経歴証 明書の交付（再交付 の場合を含む。）</p>	<p>運転経歴証明 書交付手数料</p>	<p>一、一〇〇円</p>
<p>法第百七条の七第一 項の規定による国外 運転免許証の交付 法第百八条の二第一 項各号に掲げる講習</p>	<p>国外運転免許 証交付手数料 講習手数料</p>	<p>二、三五〇円 一、第一号に掲 げる講習 講習一時間 につき七五 〇円 二、第二号に掲 げる講習 講習一時間 につき二、 三五〇円 （略） 四、第四号に掲 げる講習で大 型自動車免許、 中型自動車免</p>

十二 第九号に掲げる講習 講習一時間	八五〇円	十一 第八号に掲げる講習 講習一時間 につき一、	二〇〇円	十 第七号に掲げる講習 講習一時間 につき三、	七五〇円	九 第六号に掲げる講習 講習一時間 につき一、	二〇〇円	八 第五号に掲げる講習で普通自動二輪車免許に係るもの 講習一時間 につき四、	三〇〇円	七 第五号に掲げる講習で大型自動二輪車免許に係るもの 講習一時間 につき三、	〇五〇円	六 第四号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間 につき三、	八〇〇円	五 第四号に掲げる講習で準中型自動車免許に係るもの（準許に係る講習にあつては普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習一時間 につき四、	六五〇円	許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係るもの） 許に係る講習にあつては普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習一時間 につき四、
-----------------------	------	--------------------------------	------	-------------------------------	------	-------------------------------	------	--	------	--	------	--	------	---	------	---

十二 第九号に掲げる講習 講習一時間	四〇〇円	十一 第八号に掲げる講習 講習一時間 につき一、	一〇〇円	十 第七号に掲げる講習 講習一時間 につき三、	五〇〇円	九 第六号に掲げる講習 講習一時間 につき一、	〇〇〇円	八 第五号に掲げる講習で普通自動二輪車免許に係るもの 講習一時間 につき四、	一五〇円	七 第五号に掲げる講習で大型自動二輪車免許に係るもの 講習一時間 につき四、	八〇〇円	六 第四号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間 につき三、	五〇〇円	五 第四号に掲げる講習で準中型自動車免許に係るもの（準許に係るもの） （普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習一時間 につき三、	四五〇円	許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係るもの） 許に係る講習にあつては普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習一時間 につき四、
-----------------------	------	--------------------------------	------	-------------------------------	------	-------------------------------	------	--	------	--	------	--	------	--	------	---

<p>十三 第十号に掲げる講習で準中型自動車免許に係るものの講習一時間につき二、三〇〇円</p>	<p>十四 第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの講習一時間につき二、一五〇円</p>	<p>十五 第十号に掲げる講習で大型自動二輪車免許に係るもの講習一時間につき二、八五〇円</p>	<p>十六 第十号に掲げる講習で普通自動二輪車免許に係るもの講習一時間につき二、七〇〇円</p>	<p>十七 第十号に掲げる講習で原動機付自転車免許に係るもの講習一時間につき二、五五〇円</p>	<p>十八 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対するもの（公安委員会）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この項において</p>
--	--	--	--	--	---

<p>十三 第十号に掲げる講習で準中型自動車免許に係るもの講習一時間につき二、一五〇円</p>	<p>十四 第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの講習一時間につき二、〇五〇円</p>	<p>十五 第十号に掲げる講習で大型自動二輪車免許に係るもの講習一時間につき二、七〇〇円</p>	<p>十六 第十号に掲げる講習で普通自動二輪車免許に係るもの講習一時間につき二、五五〇円</p>	<p>十七 第十号に掲げる講習で原動機付自転車免許に係るもの講習一時間につき二、四五〇円</p>	<p>十八 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの五〇〇円</p>
---	--	--	--	--	--

「オンライン講習」という（を除く。） 五〇〇円	十九 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対するオンライン講習 二〇〇円	二十 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対するもの（オンライン講習を除く。） 八〇〇円	二十一 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対するオンライン講習 二〇〇円	二十二 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める令第十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。）に対するもの（オンライン講習を除く。） 八〇〇円	二十三 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転
----------------------------	--	--	---	--	---

		十九 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの 八〇〇円	二十 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の表の備考一の4に規定する違反運転者等（令第三十条の七第二項の基準に該当しない者に限る。）に対するもの 八〇〇円
--	--	--	---

<p>者等のうち特 定基準不該当 者に対するオ ンライン講習 二〇〇円</p>	<p>二十四 第十一 号に掲げる講 習で法第九十 五条の六第一 項の表の備考 一の二に規定 する違反運転 者等のうち特 定基準不該当 者でないもの に対するもの 一、四〇〇円</p>	<p>二十五 第十二 号に掲げる講 習で法第七十 一条の五第三 項に規定する 普通自動車対 応免許（以下 この項におい て「普通自動 車対応免許」 という。）を 受けている者 （法第九十七 条の二第一項 第三号イ及び ハに掲げる者 並びに法第百 一条の四第三 項の規定の適 用を受ける者 を除く。）に 対するもの 六、六〇〇円</p>	<p>二十六 第十二 号に掲げる講 習で普通自動 車対応免許を 受けている者 （法第九十七 条の二第一項 第三号イ若し くはハに掲げ る者又は法第 百一条の第四 三項の規定の 適用を受ける 者に限る。） 又は第一種運 転免許若しく は第二種運転 免許であつて 普通自動車対 応免許以外の もののみを受 けている者に 対するもの 二、九五〇円</p>
---	---	---	--

<p>三十一 第十一 号に掲げる講 習で法第九十 一条の二第一 項の表の備考 一の4に規定 する違反運転 者等（令第三 十三条の第七 二項の基準に 該当しない者 を除く。）に 対するもの 一、三五〇円</p>	<p>三十二 第十二 号に掲げる講 習で法第七十 一条の五第三 項に規定する 普通自動車対 応免許（以下 この項におい て「普通自動 車対応免許」 という。）を 受けている者 （法第九十七 条の二第一項 第三号イ及び ハに掲げる者 並びに法第百 一条の四第三 項の規定の適 用を受ける者 を除く。）に 対するもの 六、四五〇円</p>	<p>三十三 第十二 号に掲げる講 習で普通自動 車対応免許を 受けている者 （法第九十七 条の二第一項 第三号イ若し くはハに掲げ る者又は法第 百一条の第四 三項の規定の 適用を受ける 者に限る。） 又は第一種運 転免許若しく は第二種運転 免許であつて 普通自動車対 応免許以外の もののみを受 けている者に 対するもの 二、九〇〇円</p>
--	---	--

<p>法第百八条の三第一項、第百八条の三の二又は第百八条の三の三の規定による通知（法第百八条の二第一項第十号、第十三号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者に対するものに限る。）</p>	<p>通知手数料</p>	<p>一、四〇〇円</p>	<p>一、〇〇〇円</p>	<p>三十一、第十六号に掲げる講習 講習一時間につき二、一〇〇円</p>	<p>三十九、第十四号に掲げる講習 講習一時間につき二、六〇〇円</p>	<p>二十八、第十三号に掲げる講習で実車等指導を含まないもの 九、三五〇円</p>	<p>二十七、第十三号に掲げる講習で自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む）を使用する指導（以下この項において「実車等指導」という。）を含むもの 九〇〇円</p>
<p>法第百八条の三第一項、第百八条の三の二又は第百八条の三の三の規定による通知（法第百八条の二第一項第十号、第十三号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者に対するものに限る。）</p>	<p>通知手数料</p>	<p>九〇〇円</p>	<p>九〇〇円</p>	<p>二十七、第十五号又は第十六号に掲げる講習 講習一時間につき二、〇〇〇円</p>	<p>二十六、第十四号に掲げる講習 講習一時間につき二、二五〇円</p>	<p>二十五、第十三号に掲げる講習で二十四に掲げるもの以外のもの 五〇〇円</p>	<p>二十四、第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八号第三項第八号の表第一号下欄に掲げる講習方法に係るもの 九、〇五〇円</p>
<p>令第三十七条の六に規定する法第百八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>特定任意講習手数料</p>	<p>一、五〇〇円</p>	<p>一、五〇〇円</p>	<p>一、五〇〇円</p>	<p>一、五〇〇円</p>	<p>一、五〇〇円</p>	<p>一、五〇〇円</p>

附 則
(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三項の規定 公布の日
- 二 第一条及び附則第二項の規定 令和七年三月一日
- 三 第二条、第四条及び附則第四項の規定 令和七年三月二十四日
- 四 第三条の規定 令和七年四月一日

(経過措置)

- 2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号。以下「改正法」という。）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下「第一条改正後大麻法」という。）第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者の免許の有効期間内において、当該大麻草採取栽培者が前項第二号に定める日以後に第一条改正後大麻法第六条第三項の規定による大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び第一条改正後大麻法第七条第三項の規定による大麻草採取栽培者免許証の再交付のために納付すべき手数料については、なお従前の例による。
- 3 第一条の規定による改正後の広島県手数料条例別表大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下この項において「法」という。）の項の規定の施行前に、改正法附則第七条の規定に基づき改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定の例により行われる免許の申請に対する審査については、一件につき二万六千六百円の手数料を徴収する。
- 4 第二条の規定の施行前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、同条の規定による改正後の広島県手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。